平成２２年（フ）第２０２号
奈良県大和郡山市天井町７番地12
債務者　奥田アヤノ
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２０４号
奈良市学園南２丁目７番13号
債務者　姫野　真弓
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第８０号
松江市八雲町日吉156番地18
債務者　先久　政樹
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月13日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８５号
福島県いわき市平赤井比良３丁目33番地の２
債務者　樋口　静夫
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第８３号
青森県弘前市大字中別所字電54番地３
債務者　小山内のぞみ
1　決定年月日時　平成22年５月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第８５号
青森県弘前市大字緑ケ丘３丁目10番地13
債務者　田中　美幸
1　決定年月日時　平成22年５月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第９０号
青森県弘前市大字宮園３丁目３番地52
債務者　伴　　泰隆（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成22年５月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第９１号
青森県弘前市大字和徳町252番地、住民票上の住所青森県弘前市大字富田２丁目１番地４富田ビル１階
債務者　高橋　真澄
1　決定年月日時　平成22年５月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第９２号
青森県弘前市大字城西２丁目14番地１　市営住宅Ｂ―207号
債務者　千島　徳一
1　決定年月日時　平成22年５月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第９３号
青森県弘前市大字城東４丁目８番地１　セイコーハイツＢ―202号
債務者　對馬　竜二
1　決定年月日時　平成22年５月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１００号
青森県黒石市末広66番地２　サンリットＩ103
債務者　對馬明日香
1　決定年月日時　平成22年５月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１０１号
青森県弘前市大字北園２丁目８番地４　ステップハイツ５号
債務者　本田　大樹
1　決定年月日時　平成22年５月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第７４号
山口県光市上島田２丁目12番５号
債務者　吉野　光夫
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第７７号
山口県周南市大字徳山951番地の236
債務者　山下　愛子
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月15日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２２年（フ）第９５号
青森県弘前市大字宮園２丁目２番地２　コーポラス宮園Ｄ号
債務者　竹内　正一
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第９９号
青森県弘前市大字城東中央３丁目12番地16　マリーンビレッジＡ―205
債務者　木村　一彦
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１０７号
青森県南津軽郡大鰐町大字八幡館字川原31番地３
債務者　對馬沙都美（旧姓尾張）
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
青森地方裁判所弘前支部